

令和5年9月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

介護ベッド用手すりについての注意喚起、リチウム電池内蔵充電器、電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）、電気掃除機（自走式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うちリチウム電池内蔵充電器1件、電動アシスト自転車1件、
電気掃除機（自走式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10件
（うちリチウム電池内蔵充電器2件、照明器具1件、
USBケーブル1件、ポータブル電源（リチウムイオン）4件、
介護ベッド用手すり1件、ノートパソコン1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッド用手すりについての注意喚起（管理番号：A202300496）

①事故現象について

使用者（90歳代）が当該製品の上部に身体がぶら下がっている状態で発見され、死亡が確認されました。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった介護ベッド用手すりの事故件数は以下のとおりです。

《事故発生件数（当該事故含む）》

2007年度（平成19年度）	12件（うち死亡 8件）
2008年度（平成20年度）	15件（うち死亡 3件）
2009年度（平成21年度）	7件（うち死亡 3件）
2010年度（平成22年度）	12件（うち死亡 6件）
2011年度（平成23年度）	11件（うち死亡 8件）
2012年度（平成24年度）	8件（うち死亡 6件）
2013年度（平成25年度）	1件（うち死亡 0件）
2014年度（平成26年度）	4件（うち死亡 3件）
2015年度（平成27年度）	2件（うち死亡 1件）
2016年度（平成28年度）	2件（うち死亡 1件）
2017年度（平成29年度）	4件（うち死亡 3件）
2018年度（平成30年度）	2件（うち死亡 2件）
2019年度（令和元年度）	2件（うち死亡 1件）
2020年度（令和2年度）	2件（うち死亡 2件）
2021年度（令和3年度）	1件（うち死亡 1件）
2022年度（令和4年度）	2件（うち死亡 2件）
2023年度（令和5年度）	1件（うち死亡 1名）
合計	88件（うち死亡 51件）

※令和5年9月12日公表時点

②再発防止に向けて（介護を行っている方々へのお願い）

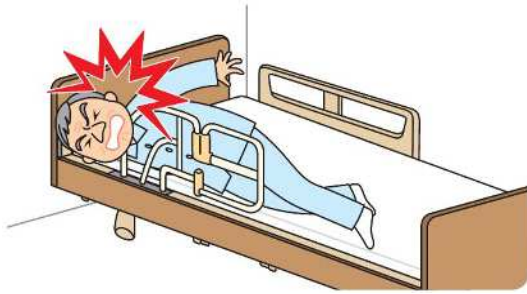
介護ベッド用手すりの使用に際して、これまでに、手すり（サイドレール）等の中に挟まる事故、手すり等の隙間に挟まる事故、手すり等とヘッドボード（頭部の衝立）の隙間に挟まる事故、手すり等とマットレスやベッドフレームに挟まる事故などが発生しています。



手すり等の中に挟まる事故



手すり等の隙間に挟まる事故



手すり等とヘッドボードの隙間に挟まる事故



手すり等とマットレスやベッドフレームに挟まる事故

○御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合した製品かどうか御確認ください

2009 年（平成 21 年）3 月に J I S 規格が改正され、手すりと手すりの隙間及び手すりとヘッドボードの隙間の基準が強化され、安全性が向上しました（別添 2 参照。）。

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合、首などを挟み込むおそれがあります。よって、御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合したものでなければ、新 J I S 規格の適合製品に取り替えていただくことを奨励します。

なお、新 J I S 規格に適合した製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先の事業者又は販売事業者にお問い合わせください。

○新 J I S 規格に適合した製品への取替えが困難な場合など

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合には、隙間を塞ぐ対策を確実にとっていただきますようお願いいたします（別添 1 参照。）。

- ・隙間を塞ぐ対応品を使用する（対応品の内容については、各メーカーに御相談ください。）。
- ・クッション材や毛布などで隙間を塞ぐ。
- ・手すりなどの全体をカバーや毛布で覆い、手すり自体の隙間に頭や腕などが入り込まないようにする。
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。等

③再発防止への取組

医療・介護ベッド安全普及協議会において、介護ベッド用手すりによる事故についての注意喚起を行っておりますので御覧ください。

また、2012 年（平成 24 年）6 月 6 日付けで、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者などに介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について依頼を行いました（別添 2 参照。）。

さらに、消費者庁は、注意喚起を行うとともに、地方公共団体への協力依頼、新聞紙上での政府広報等により、事故の危険性の周知や注意喚起を行っております。また、経済産業省、厚生労働省等においても、介護ベッド用手すりの事故についての注意喚起を実施しています。

（消費者庁のウェブサイト）

介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意-毎年死亡事故が発生しています-

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_038/

チラシ「あなたの注意で事故は未然に防げます。チェックリストで確認を!!」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/information_006/

(経済産業省のウェブサイト)

介護ベッドの事故に注意しましょう！

https://www.meti.go.jp/product_safety/202111_kaigobedleaflet.pdf

介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検を依頼しました

https://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou120606_1.pdf

(厚生労働省のウェブサイト)

介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイト)

介護ベッドの事故に注意しましょう！

<https://www.nite.go.jp/data/000129487.pdf>

安全な暮らしを高齢者と共に ～事故を防ぐ注意ポイントを紹介～

<https://www.nite.go.jp/data/000094205.pdf>

(医療・介護ベッド安全普及協議会のウェブサイト)

<http://www.bed-azen.org/>

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300490	令和5年8月1日	令和5年9月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月31日
A202300492	令和5年8月25日	令和5年9月7日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300494	令和5年8月5日	令和5年9月7日	USBケーブル	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続、異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月31日
A202300495	令和5年8月23日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	令和5年8月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300496	令和5年8月25日	令和5年9月7日	介護ベッド用手すり	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品の上部に身体がぶら下がっている状態で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施(特記事項を参照)
A202300497	令和5年8月25日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	ポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故 (A202300498)、 (A202300499)と同一
A202300498	令和5年8月25日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	ポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故 (A202300497)、 (A202300499)と同一
A202300499	令和5年8月25日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	ポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故 (A202300497)、 (A202300498)と同一
A202300500	令和5年8月26日	令和5年9月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	